

立木公売及び 造林事業請負入札案内

【国有林皆伐】

日 時 令和7年3月5日（水）
午前11時05分入札室

場 所 鹿児島森林管理署 会議室



国民の森林・国有林

＜問い合わせ先＞
〒892-0812
鹿児島県鹿児島市浜町12-1
鹿児島森林管理署
TEL 099-247-7111

国有林野産物公売及び造林事業請負入札公告（案）

下記によって、国有林の立木を販売し、その跡地において造林事業請負とを一括して一般競争入札に付しますので希望の方は**現物熟覧**の上、国有林産物売買契約約款並びに造林事業請負契約約款及び入札注意書等を承知の上、入札していただきますようご案内いたします。

1 競争入札に付する事業の概要

（１）事業名及び事業内容、履行場所等

事業名、事業内容及び履行場所については、入札物件毎の物件明細書による。

801号物件

事業名：高松国有林（立木販売・造林事業）一括発注請負

立木販売

高松国有林1090り林小班

面積：4.00ha 材積：1,502.04 m³

履行期限：引渡しの日から令和9年2月26日（金）まで

詳細については別紙「物件一覧表」のとおり

造林事業

高松国有林1090り林小班

植付作業：4.00ha

履行期限：引渡しの日から令和9年2月26日（金）まで

詳細については別紙「物件明細書」のとおり

等級区分：等級不問

（２）本事業には、令和6年3月1日以降の公共工事設計労務単価を適用する。

（３）本事業は令和6年度中に支出を伴わない国庫債務負担行為による事業である。

2 競争入札参加資格者の資格

下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たしている者とする。

また共同事業体で入札参加する場合は、下記(1)①の資格を代表者が有していることとし、造林事業については造林を担当する構成員の参加資格「同種事業の実績」を提出すること。

(1) 立木販売

- ① 各森林管理局長が交付する「一般競争参加資格確認通知書(林産物売払)」を受けた者であること。
- ② 予算決算及び会計令第 70 条の規定により該当契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者であること。
- ③ 森林管理局長から一般競争入札参加を停止されている者でないこと。

(2) 造林事業請負

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号（以下「予決令」いう。））第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和 4 年 2 月 15 日）に基づき、当該公告物件の予定価格の金額に相当する等級に格付されている者であること。
物件毎に必要なとする格付等級は、上記 1（1）の格付等級とする。
- ③ 令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において「九州・沖縄」を選択している者であること。
- ④ 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ア 事業を共同連帯して請負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
 - イ 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有していること。
 - ウ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
 - エ 共同事業体の等級は、構成員のうち、代表者の等級が上記 1（1）に定める等級を有していること。
- ⑤ 「会社更生法」（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、「民事再生法」（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示（令和 4 年 3 月 31 日）」

9（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。

- ⑥ 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に完了した当該事業と同種の事業（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐Ⅱ類、枝打、保育間伐（本数調整伐をむ。）及び、衛生伐等の造林事業をいう。以下「同種事業」という。）を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。以下同じ。）を有すること。

なお、当該事業と同種事業について、令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）による事業成績の評定を受けたことがある場合においては、入札しようとする者の2年間の契約毎の評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。

- ⑦ 当該事業に配置を予定する技術者（現場代理人）は、入札参加者が本公告の前から直接雇用している者であるとともに、上記⑥に掲げる同種事業に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。

- ⑧ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。
注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」及び「作業安全規範（個別規範）解説資料（林業 個別事業者向け）」は農林水産省ホームページに掲載。

URL:https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen.html

- ⑨ 当該事業において、労働安全衛生法に基づき必要とされる資格等を有している者を配置できること。

- ⑩ 以下に定める届出をしていない事業者でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- ⑪ 「競争参加資格確認申請書」（以下「申請書」という。）及び、「競争参加資格確認資料」（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林 管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年

12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

- ⑫ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと
(基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、会社等又は会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 親会社等と子会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他個人事業主、中小企業等協同組合法又は、森林組合法等に基づき設立された法人等であって上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑬ 当該事業の作業方法について、物件明細書及び作業仕様書の作業方法により実施することが可能な者であること。

- ⑭ 当該事業にチェンソーを使用する場合は、労働安全衛生法に基づく伐木等の業務に係る特別教育修了者を配置できること。

3 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加資格の確認

本入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争入札に参加する資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)の認定を受けていない者も次に従い、申請書等を提出することができる。

この場合において、上記 2（1）①及び、④から⑭までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 2（2）②及び③に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、当該確認を受けた者が競争に参加する際には、開札のときにおいて上記 2（2）②及び③に掲げる事項を満たしていなければならない。

（3）申請書等の提出期間、場所及び方法等

ア 提出期間：令和 7 年 2 月 13 日から令和 7 年 2 月 19 日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

イ 場所：〒892-0812

鹿児島県鹿児島市浜町 12-1

鹿児島森林管理署 業務グループ 森林育成担当

電話 099-247-7111

ウ 提出方法：申請書等は、入札説明書に示す様式により、電子メールによる場合は、上記イに示すメールアドレスに送信し提出した旨を電話により通知すること。紙提出による場合は、上記イの場所に代表者又はそれに代わる者が、持参して提出するか若しくは郵送（郵便書留に限る）により提出するものとする。

なお、郵送の場合は期限内必着とする。

（4）資料の内容

ア 全省庁統一資格

全省庁統一資格の資格確認通知書の写し

イ 事業実績

同種事業に係る実績（自己山林を含む事業実績。）

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間において、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林野国業第 244 号林野庁長官通知）による事業成績の評定を受けたことがある場合はその写し

ウ 配置予定の技術者及び従事予定者の資格等

配置予定の技術者及び従事予定者の資格、経歴、同種の事業に係る経歴等（複数の候補者でも可）

エ 共同事業体を結成し入札に参加する場合

共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及び、その他の構成員、目的等が分かる協定書の写し

オ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿った作業安全対策への取組状況

なお、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

- (5) 上記(3)に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は、競争参加資格がないと認められた者は本入札に参加できない。
- (6) 競争参加資格の有無については、令和7年2月20日までに競争参加希望者へ書面により通知するが、通知期日を経過しても書面が到達しない場合には、競争参加希望者は令和7年2月21日までに提出先に確認をとること。
なお、競争参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- (7) 上記(6)の通知において、競争参加資格がないと認められた者は、その参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式は自由とする。)により説明を求めることができる。
- (ア) 請求期限：令和7年2月28日午後4時
- (イ) 請求場所：上記(3)イに同じ。
- (ウ) 請求方法：書面は、電子メールによる場合は、上記(3)イに示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により通知すること。紙提出による場合は、代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送(郵便書留に限る。)により提出する。なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- (エ) 回答：令和7年3月4日までに書面により回答する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒892-0812

鹿児島県鹿児島市浜町12-1

鹿児島森林管理署 総務グループ

電話099-247-7111

(2) 入札説明書、物件明細書、契約約款及び標準仕様書等の交付期間及び場所等

ア 交付期間：令和7年2月13日から令和7年3月4日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までのを除く)。

イ 場所：〒892-0812

鹿児島県鹿児島市浜町12-1

鹿児島森林管理署 総務グループ

電話099-247-7111

ウ 交付資料は無料である。

エ 交付する資料は、競争参加希望者が持参する電子媒体(DVD又はCDに限る。)により提供を受けることができる。

(3) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日 時：令和7年3月5日 午前11時05分開札

(郵送による入札を認める。その場合は書留扱いとし、令和7年3月4日午後5時までに必着とする。)

イ 場 所：鹿児島森林管理署 入札室

ウ 入札の執行に当たっては、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。郵送による場合は、入札書と一緒に競争参加資格があると確認された旨の通知書を同封すること。また、開札の結果が不落となり、再度の入札を行うこととなった場合、郵送による入札者はこの再度入札に参加できないことをあらかじめ了解の上入札を行うこと。」

5 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

ア 受領期間：令和7年2月13日から令和7年2月26日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 提出場所：3(3)のイに同じ。

ウ 提出方法：書面は、電子メールによる場合は、上記3(3)イに示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により通知すること。紙提出による場合は、代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送(郵便書留に限る)により提出する。なお、郵送の場合は期限内必着とすること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧にも供するとともに、九州森林管理局のホームページ

(https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koukoku_qanda/koukoku_q-a.html)に掲載する方法により公表する。

ア 期 間：令和7年3月3日から令和7年3月4日までの休日を除く毎日、9時から午後4時まで。

イ 場 所：3(3)のイに同じ。

6 入札方法、入札保証金及び契約保証金

(1) 入札書にはそれぞれ消費税抜きの立木等の買受見積金額と造林事業請負見積金額との差額の金額を入札金額として記載すること。

入札書に誤って消費税額を加算した総額を記入した場合は、たとえ入札書にこのこと

を明記してあってもまた、入札者がこのことに気づき落札以前に訂正、または取り消しの申し出があっても、消費税額を除く金額を記入したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金及び契約保証金は免除する。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者（分任支出負担行為担当官等により競争参加資格があることを確認された後に、指名停止を受ける等により、入札時において上記3の競争参加資格に掲げる事項を満たさない者を含む。）のした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者のした入札及び、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取消す。

この場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことができる。

- (2) 入札金額または氏名若しくは名称が確認できない場合。
- (3) 入札書に入札者の署名または記名調印のどちらもない場合。
- (4) 郵便入札の場合に入札書が定められた時まで指定場所に到達しなかった場合。
- (5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できない場合。
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽またはこれに反する行為が認められる場合

8 契約の成立

- (1) 落札に係る契約は契約書を作成し、双方が押印したときに確定する。
- (2) 契約書に記載する立木等の販売金額と造林事業請負金額の決定については契約相手方からそれぞれ消費税額を加算した買受金額と造林事業請負金額について内訳書を提出してもらい、これに対し森林管理署長が承認することにより決定するものとする。
- (3) 消費税額の積算において円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

9 違約の徴収

- (1) 落札者が期限内に契約を結ばないときまた、内訳書が提出されないときは、森林管理署長の算定する立木等の販売金額と造林事業請負金額のそれぞれ5／100に相当する違約金を徴収する。
- (2) 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額（消費税を加算した金額）の10／100に相当する違約金を徴収する。
- (3) 上記(1)及び(2)の違約金を森林管理署長の指示する期限までに納付しないときは、

一般競争参加資格を取り消しました、この資格を付与しない。

10 代金の納付期限及び担保提供期限

- (1) 代金は契約締結の日から20日以内に納付すること。ただし、延納の場合は別途延納期限により定める。
- (2) 担保提供期限は契約締結の日から20日以内とする。

11 延納担保等

- (1) 一部現金、一部延納の契約も認める。
- (2) 支払保証手形の保証する延納も認める。
- (3) 担保
 - ① 国債
 - ② 地方債
 - ③ 金融債（長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫または商工組合中央金庫の発行する債権）
 - ④ 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫または都道府県信用農業協同組合連合会（以下「金融機関」と総称する）の支払保証に係る手形
 - ⑤ 金融機関に対する定期預金債権
 - ⑥ 延納条件
 - ア 延納ができる金額（1件の契約金額消費税相当額を加算した額）
150万以上
 - イ 延納期間
6ヶ月以内（1,000m³未満）、10ヵ月以内（1,000m³以上）
 - ウ 延納利率
年利1.00%

12 その他

- (1) 本公告の立木は「発電利用に供する木質バイオマスの照明のためのガイドライン」（平成24年6月林野庁）の2(1)②ウに定められた森林に所在するものである。このことについては、国有林が国有林野施業実施計画に基づいて持続可能な森林経営が営まれる事に鑑み、契約書において「本物件は持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法律に照らし手続きが適正になされた森林の立木である。」と記載することにより証明する。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3 (3) イに同じ。

(4) 契約書作成の要否

契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

(5) 立木販売に係る物件の引渡期限

代金納付または担保協定の日から15日以内。ただし、みなし引渡の場合は、代金納入または担保提供のあった日を引渡日とする。

(6) 現場説明の日時及び場所

別紙「現地案内日程表」のとおり

(7) 本事業については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設定変更の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による業務計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じ請負代金額の変更や履行期間の延長を行う。

(8) 事業計画書の提出時に「林野火災防止に関する誓約書」を添付すること。

(9) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。

(10) 本公告に記載なき事項は入札説明等による。

以上、公告する。

令和7年2月12日

分任契約担当官

鹿児島森林管理署長 香月 英伸

分任支出負担行為担当官

鹿児島森林管理署長 香月 英伸

本公告に係る工事（又は業務、事業等）請負（又は委託）契約における契約約款は、
こちらから

http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku_yakkan/index.html

仕様書等は、こちらから

http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sinrindoboku_tyousasiyousyo.html
ダウンロードしてください。詳しくは当森林管理局のホームページをご覧ください。

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日
とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成
19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働き
かけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなど綱紀保持対策を実施していま
す。詳しくは当ホームページ「発注者綱紀保持について」

<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>
をご覧ください。